

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の創設について

J A新潟みらいは、新型コロナウイルス感染症において農業経営に影響を受けた農業者に対し、必要な資金を融通することにより、農業者の安定化に資することを目的として、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を創設いたしました。

本資金に対してJ Aグループ新潟が利子補給することにより、融資後5年間は無利子となります。

1. 資金の概要

項目	内容
融資対象者	新型コロナウイルス感染症により直接的・間接的に被害を受けられた農業者
資金用途	① 新型コロナウイルス感染症により生産および販売数量の減少、販売単価の下落等が生じた農畜産物等の損失補填 ② 新型コロナウイルス感染症により生じた費用で理事長が農業経営維持において特に必要と認めた資金
融資限度額	2,000万円（J Aが算定した被害額等の範囲内）
融資金利	年1.40%（固定金利） ※ 融資後5年間は、J Aグループ新潟の利子補給により無利子となります。
県下取扱限度額	5億円
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
担保・保証	原則として、新潟県農業信用基金協会の保証 ※ 別途保証料が必要となります。
取扱期間	令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水） ※ 取扱期間中の申込で令和3年3月31日までの実行が対象となります。

2. 本資金にかかるご相談窓口について

最寄りの支店貸付担当までご相談ください。

以上